

平成29年度

穴粟市手話施策推進方針 実施状況

(平成30年3月末時点)

施策1	手話に対する理解及び手話の普及
施策の方針	市民や事業者、子どもなどが身近に手話とふれあい、手話やろう者に対する理解を深め、手話を学びやすい機会を提供する
施策2	手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくり
施策の方針	ろう者が地域で主体的に生活していくために、音声言語による行政情報等の提供、手話通訳者等の派遣を行うなど、手話による情報取得ができる環境づくりを実施する
施策3	手話通訳者の配置の拡充及び待遇改善
施策の方針	ろう者が日常生活の様々な場面で手話による意思疎通を行い、自立した生活を送るために設置通訳者及び手話通訳者の確保及び養成を実施する

評価基準	区分	評価内容	実施率
	A	計画通りに実施できている	80~100%
	B	概ね実施できているが、検討の余地有	60~80%
	C	実施無し又は事業の見直しが必要	60%以下

施策方針	推進施策	事業名 ★・事務事業評価対象事業	所管課	事業内容	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
1	(1) 手話言語の認知・手話やろう者の理解を深めるための普及啓発活動	①手話学習DVDの作成	障害福祉課	【③しーたん手話講座】の動画を活用した啓発用DVDの作成 ・しーたん手話CHをDVDにまとめ管内、成人式等で放送	・製作数 ・放送回数	1 -	1 随時	C	・啓発用DVDは次年度に持ち越し(企画段階より、ろう協と協同で検討) ・手話動画をDVDにまとめ、北庁舎管内で放送、成人式で上映
		②広報しろう「手話ワンポイントレッスン」の定期掲載	障害福祉課 秘書広報課	【年3回掲載】 日常でよく使用する手話を広報誌で紹介 ・5、9、1月号で掲載	・掲載回数 ・掲載数(手話)	4 16	3 15	A	・広報紙面の都合により年間掲載を3回に変更
		③「やってみよう! しーたん手話講座」の製作・放送	障害福祉課 秘書広報課	しろうチャンネルで放送 市HP、youtubeなどの媒体でも公開	・製作数 ・公開媒体数 ・認知度(ア)	36 4 80%	46 4 48%	A	・アンケート回収数 226 ・手話教室受講者を中心にアンケートを実施、認知度は半数以下

施策方針	推進施策	事業名 ★・事務事業評価対象事業	所管課	事業内容	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
1	(2) 手話を慣れ親しむための手話教室の開催・手話を学ぶ環境づくり	★ ①手話教室講師派遣事業の実施	障害福祉課	手話教室の受講を希望する5人以上のグループ等に対し、講師を派遣 2時間/回のカリキュラムを基本 講師：手話教室講師派遣運営委員会	・派遣件数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	10 200 80% 80%	13 373 88% 88%	A	・アンケート回答率 91% 340/373 ・2クラス実施の場合も1件として計上
		②夏休み子ども手話教室の実施	障害福祉課 学校教育課	市内の小学生を対象に、夏休みの期間を利用して手話教室を実施 講師：手話教室講師派遣運営委員会	・実施回数 ・受講者数 ・理解度（ア） ・満足度（ア）	2 40 80% 80%	2 16 100% 100%	B	・受講者数は予定人数より半数以下となった ・子どものみを受講対象としたため、途中収拾がつかない場面があった
		③いきいき百歳体操を活用した手話教室の実施	障害福祉課 介護福祉課	介護福祉課で実施している「いきいき百歳体操」の事業において手話教室を実施	・実施回数 ・受講者数	5 100	2 33	C	・事業メニューが複数あるため、各老人会の選択による（山崎、波賀でそれぞれ実施）
		④民生委員対象手話教室の実施	障害福祉課 社会福祉課	支部定例会等の機会を利用して手話教室を実施	・実施回数 ・受講者数	2 30	1 15	C	・障害福祉部会の委員対象に実施
	(3) 市職員に対する手話の理解・普及	①【職員対象】 終礼時を利用した手話教室の実施	障害福祉課	終礼時を利用し、職員に対して挨拶などの簡単な手話を習得するための講座を実施	・実施部署数 ・実施回数	3 30	2 24	B	・市民局職員への手話教室が実質困難 ・現状、受講は福祉部局が中心
		②【職員対象】 昼休憩時を利用した手話教室の実施	障害福祉課	2回/月、昼休憩時の15分～20分を活用し、手話教室を実施 講師は設置手話通訳者が担当	・実施回数 ・受講者数	24 240	19 114	C	・H28 17回 212人 (参加者はおよそ半減)
		③【職員対象】 新規採用職員を対象とした手話講座の実施	障害福祉課	【年度当初に実施】 新規採用職員の職員研修時に手話講座を実施	・実施回数 ・実施時間	1 2h	1 1.5h	A	・概ね予定通りに実施

施策方針	推進施策	事業名 ★・事務事業評価対象事業	所管課	事業内容	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
1	(4) 市内事業所を対象とした啓発・手話教室等の開催	①事業所への啓発リーフレットの配布	障害福祉課	ろう者への理解、職場環境の改善などを目的に事業者に対して啓発用リーフレットを配布	・配布回数 ・配布部数	2 50	1 50	B	・商工会を通じてリーフレットを配布 ・来年度の実施について、穴栗消防及び穴栗総合病院
		②事業所を対象とした手話教室の実施	障害福祉課	ろう者への理解、職場環境の改善などを目的に、事業所に対して手話教室を実施	・実施回数 ・受講者数	1 20	0 0	C	・チラシの配布により周知を行ったが依頼はなし ・市内事業所へ出向いて周知が必要
2	(1) 市主催イベントや議会における手話通訳者の派遣	★ ①意思疎通支援事業（手話通訳者の派遣）	障害福祉課	ろう者又はろう者と意思疎通を図る必要がある人に対して手話通訳者を派遣 ・手話通訳者等の派遣調整業務（個人・団体） ・登録手話通訳者の健康管理業務（保険・けいわん検診） ・設置手話通訳者の配置 ・庁舎内での手話通訳業務 ・ろう者に対する窓口相談、対応	・派遣件数	650	645	A	・窓口相談件数は、昨年度比で1.4倍増
	・登録者数				19	17			
	・設置通訳者数	2	2						
	・窓口相談件数	150	324						
(2) 手話通訳者派遣事業の充実									
(3) 緊急時等の支援体制構築	①災害時の支援体制	障害福祉課 消防防災課	市防災訓練(11/19)への参加・調整	・参加者数	6	4	B		
(3) 緊急時等の支援体制構築	①緊急時（急病・火事）の派遣体制の構築	障害福祉課 穴栗総合病院	担当課において緊急携帯を設置し、夜間休日の緊急時における派遣体制を構築 ・緊急対応者（手話通訳者）の登録、連絡名簿の作成 ・西はりま広域消防本部と緊急時対応の共有 ・市役所宿直室へ緊急時対応名簿（担当課職員のみ）を作成・設置	・対応件数（派） ・対応件数（設）	10 3	85 21	A	・7日以内の申請のうち、緊急性のあったもの（医療、権利擁護） ・設置通訳者が直接対応したもの ・このうち、消防署から連絡を受けて動いたケースは0件	
(4) ICTを活用した意思疎通支援体制の構築	①タブレット端末の設置	障害福祉課	ろう者が自宅から（簡易な）相談、問合せに対応するため、タブレット端末を設置し、設置手話通訳者がビデオ通話により対応	・設置予定箇所 ・設置予定数 ・予算措置（H30）	1 1 有	1 1 有	A	・1台分を障害福祉課で予算措置	

施策方針	推進施策	事業名 ★・事務事業評価対象事業	所管課	事業内容	評価指標	見込目標	実績	評価	課題・改善点
3	(1) 設置手話通訳者が不在とならない体制作り	①設置手話通訳者の配置	障害福祉課	設置手話通訳者 2名体制で配置 ・週5日(7h45/日)、週4日(6h/日)	・設置通訳者数 ・窓口相談件数	2 150	2 324	A	
	(2) 手話奉仕員養成講座の実施	★ ①手話奉仕員養成講座(基礎編)の実施	障害福祉課	手話奉仕員養成講座(入門編)修了者に対して、基礎編の講座を実施	・実施回数 ・受講者数 ・修了者数 ・サークル加入者数	20 30 8 3	21 9 9 1	B	・入門編に引き続き、受講者全員が修了
	(3) 手話通訳者の確保・養成	①レベルアップ講座(後期)の実施	障害福祉課	登録手話通訳者等に対して、手話通訳技術の向上を目的としたレベルアップ講座を実施	・実施回数 ・受講者数 ・理解度(ア) ・満足度(ア)	20 34 80% 80%	20 23 98% 88%	A	・アンケート回収率65% 15/23
		★ ②手話通訳者全国統一試験対策講座の実施	障害福祉課	手話通訳者全国統一試験受験者に対して、試験対策講座を実施 全4回開催予定	・実施回数 ・受講者数 ・理解度(ア) ・満足度(ア) ・合格者数	4 10 80% 80% 1	4 6 90% 86% 1	A	・アンケート回収率20% 2/10
		③登録意思疎通支援者現任研修の実施	障害福祉課	登録手話通訳者に対して、(困難事例)事例検討を主とした研修会を実施	・実施回数 ・延受講者数 ・理解度(ア) ・満足度(ア)	2 18 80% 80%	2 24 100% 97%	A	登録手話通訳者数 17名 アンケート回収率65% 15/24
	(4) その他意思疎通支援事業に必要な事業	①けいわん検診受診費用公費負担の実施	障害福祉課	けいわん検診受診者に対して、検診費用を負担 負担額 検診費用全額(6,696円/人)	・受診者数	6	4	B	・今後も受診勧奨が必要 ・受診時の費用弁償について検討
		②福祉サービス総合保障保険の加入	障害福祉課	派遣者の活動中などの事故等の保障を行うため、福祉サービス総合保障保険(全社協)に加入	・加入の有無 ・保険適用件数	有 0	有 0	A	